

声 明

中央自動車学校の「会社解散・全員解雇」撤回闘争の終結にあたって

全国一般労働組合石川地方本部の見解

昨2007年3月16日に会社岩井社長が突然「会社解散・全員解雇」を組合に一方的に通告してきたことから始まった労使紛争は、まる11ヵ月を経て、本日2008年2月22日午前9時30分より開催された石川県労働委員会における第6回目の和解交渉において「和解」が成立した。

「和解」協定書冒頭には、「被申立人は、申立人に対し、被申立人の解散及び組合員26名を解雇したことにより、深刻な紛争（下記第10項（1）～（6）記載の各申立て）にまで発展したことに対し、遺憾の意を表明する」との文言が明記された。これは組合が強く求めてきた謝罪内容とは全くかけ離れたものであるとはいえ、曲がりなりにも会社に謝罪させた意味で重要なものであると考える。会社岩井社長は、本日和解協議の最後の最後まで本条項の削除に固執し続けたのである。

無論、組合員26名の人生を踏みにじった会社岩井社長のなした所業からすれば、一片の「遺憾表明」ですまされるはずもない。金銭的な内容もまた極めて不充分であり、解雇された組合員が被ったダメージに比すれば雀の涙にも満たないと言っても過言ではない。このような会社側の不誠実極まる対応に対して、組合は一貫して抗議してきたし現在も決して許す事はない。

この闘争は、会社が運営する中央自動車学校敷地の一部を北陸新幹線建設のため鉄道運輸機構が収用するに際し、会社は事業継続を前提に約7億円もの補償金契約を機構と交わしたにもかかわらず、補償金が支払われたその日に廃業に転じ従業員を解雇したものである。しかし、それは見掛けに過ぎない。事態の本当の姿は全く別物であり、これらは会社代理人高井伸夫弁護士らが指南し法の抜け穴をも活用して周到に計画された組合壊滅の攻撃なのである。

すなわち、会社岩井社長は2000年以来、組合に対してありとあらゆる不当労働行為を行い、組合弱体化・組合つぶしの攻撃をかけてきた。この間、県労委命令2件、中労委命令1件、事務員不当解雇事件で金沢地裁仮処分命令1件（後に和解・原職復帰）、そして2005年金沢地裁での全面和解により5年余りにわたった会社岩井社長の組合つぶしは完全に頓挫した。このことへの憎悪に燃え、会社もろとも組合を壊滅させる最後の攻撃にうって出たのが会社岩井社長であったのである。

中央自校は金沢中心部に位置し過去15年間県内トップの入校生数を誇ってきた自動車学校であり、たとえ今回の土地売却により教習コースの一部が収容されても残りの敷地で新コース建設が可能であったこと、そのための費用や従業員の賃金等を含む補償金が会社に現に支払われたこと等から、事業継続は十分に可能であり、それこそが会社の社会的責任であった。だが私たち組合員26名を含む従業員約70名とその家族は、会社岩井社長によって突然に雇用と生活の糧

を奪われ路頭に放り出された。

組合が事業継続にむけた労使協議を求めても、会社は解散・解雇を強行した昨年6月20日直後の同月22日の団体交渉を最後に、不当にも団交を拒否し続けてきた。組合は全国一般や家族はもとより県内・全国の様々の労働組合や心ある市民に訴え、闘争の戦線を拡大すべく努めてき、予想を超える多くの労働者・市民の支援の輪が広がった。とりわけこの闘いは、自治労全国一般、連合石川、その傘下の有志産別、社民党国会議員団、県市議会議員団など強力な全面支援のもとでの総力戦となった。機構・県に対する請願署名は約3万筆にのぼり、カンパや物販を通して多くの闘争資金が寄せられた。金沢地裁では地位確認や損害賠償請求の裁判を行い、金沢地方検察庁に岩井社長を詐欺罪で刑事告発した。会社からの強制退去の脅しに対しては、事実上の組合事務所として使用してきた交通安全センターに組合員が交替で泊まりこみ、昨年11月30日以降は今日まで24時間体制で闘争を継続してきた。組合は、何としても「解散・解雇」を白紙撤回させ中央自校を再開させんがために、岩淵、橋本、中田弁護士らの法律面からの支えのもとで、ありとあらゆる手段を尽くしてきた。

にもかかわらず、私たちが直面したのは現在の日本の法律制度の壁であった。高井伸夫弁護士を筆頭に会社代理人らは「経営者が会社を解散するのは憲法で保障された職業選択の自由にもとづく」、従って「たとえ組合つぶしを目的として実行された会社解散であっても有効である」と主張したのである。また機構や県は、北陸新幹線建設のための補償金制度として、会社経営者が事業継続を前提に税金から多額の補償金を受け取ったとしても、いったん金が支払われた後に現実には廃業し補償金を別の用途に使用しても責任を問わないというのである。さらに、現在組合が交通安全センターを使用していることに対しては、会社は立入禁止仮処分命令を申し立て強制退去を迫ってきたのである。

現在、日本全国において自動車学校職場にとどまらないあらゆる職場において、合法・非合法にかかわらず経営者の責任によって会社が閉鎖され、ある日突然に不当にも解雇されワーキングプアとして路頭に放り出される労働者が急増している。そうした場合でも経営者は財産を温存する他方で、労働者の多くは体ひとつで、もはや正規雇用の道は閉ざされ、非正規として経営者が都合良く使い捨てできるいわゆる不安定雇用という形態でしか働く道が残されていないことも少なくない。まさにこれが、巷で労働分野の規制緩和ともてはやされ、労働法制の度重なる改悪が許されてきた一つの帰結でもある。他方で、労働者が経営者に対等に闘うことは極めて困難であり、さらに勝利することはほとんどないなかで、労働者が自らの雇用と生活と権利を守っていくための団結の砦となるべき労働組合の組織率は依然として低く、働く者の不満や怒りが現実を作り変える力へと結集されていないこともまた率直に認めざるを得ない。

私たち全国一般は、まさにこのような私たち日本の労働者・労働組合をとりまく冷厳な現実こそが今回の中央自校闘争の根底にある深刻な問題であると訴えてきた。全国一般中央自校分会の「会社解散・全員解雇」白紙撤回闘争を、「私たちの闘いだけれど、私たちだけの闘いではない」をスローガンとして闘ってきた理由もまたそこにある。その意味で私たちの中央自校闘争は、まさに今日の労働組合の存在意義を失わせることを狙った労働諸法制の改悪の動きに反対する闘いでもあり、同時に、全国で同様の会社解散や解雇や労働条件の切り下げなどの攻撃に直面しな

がら力をふりしぼって闘っている、あるいは涙を吞んで攻撃に甘んじざるを得ない、顔も見たこともない働く仲間たちへの熱烈な檄であり団結の呼びかけである。

今回の闘いを一人も脱落することなく最後まで闘いぬいた組合員は、現在地での事業再開こそ断念せざるを得なかったものの、全国一般組合員の総力をあげた昼夜を分かたぬ奮闘によって新たに希望者全員が新たな職場を確保することができた。また闘いを通じて組合員ひとりひとりが苦しみや悩みや家族の心配から負けそうになる自分自身と格闘してきた。今回の闘いにより守り抜いたものは全国一般の団結である。

私たちは、闘いの教訓を組合員ひとりひとりが刻み付けて、今後とも自動車学校労働者のみならず全国の中小企業をはじめとする職場で不安にさらされながら働き生活し組合員として闘っている仲間とともに全力で奮闘していく決意である。

以上

2008年2月22日

全国一般労働組合石川地方本部